

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年12月から59年7月まで

私は、昭和57年12月にA都道府県のB社を退職したので、C市町村へ帰郷後すぐに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付書により金融機関の窓口で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっているはずがないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年12月にA都道府県のB社を退職後すぐに国民年金の加入手続をした。」と申し立てているところ、C市町村の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に、「昭和57年12月21日再取得、59年9月1日喪失」との得喪記録が昭和60年4月1日付けで記載されていることが確認できることから、申立期間に係る国民年金加入手続は60年4月1日に行われたことが推認される。ただし、オンライン記録によると社会保険事務所（当時）が平成18年10月4日付けで昭和59年9月1日の資格喪失を同年8月27日に訂正している。

また、国民年金の加入手続を行った昭和60年4月1日の時点で、申立期間の国民年金保険料は一部を除き過年度納付が可能であったものの、申立人は「加入手続時から保険料は毎月納付し、遡って保険料を納付したことは無い。」と供述しており、オンライン記録によると60年4月以降の保険料は毎月納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年12月まで

私は、20歳で国民年金に加入したが、その時には収入が無かったため免除申請をした。その後も毎年免除申請をしたはずなのに、申立期間が免除期間となっていないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳で国民年金に加入したが、収入が無かったため免除申請を行い、その後毎年免除申請をしたはずである。」と申し立てているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、昭和59年度欄に「届」のゴム印が押されているとともに、昭和59年10月から60年3月までの期間について申請免除の記録が確認できることから、当該期間に係る申請免除の手続は行われたものと推認されるのに対し、昭和60年度、61年度及び62年度欄は全て空欄である上、同市町村の電算記録においても申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、昭和63年7月7日付けで過年度の未納保険料に対する納付書が作成されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）においても昭和62年度以前については、申請免除期間ではなく未納期間として記録管理されていたものと推認される。

さらに、申立期間に係る免除申請書等は保存期間経過のためA市町村にも年金事務所にも保存されていないものの、提出された申請書を同市町村の担当者が3年間にわたって社会保険事務所へ進達しなかったとは考え難い上、社会保険事務所においても3年間にわたって事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から61年3月まで

私は、大学を卒業後の昭和51年4月から就農したことに伴い、亡父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち60年3月までの国民年金保険料を納付してくれたことを記憶している。私は、57年2月に結婚したが、妻の保険料を同年4月から納付した亡父が、実の息子の保険料を納付しないとは考えられない。

また、昭和60年度以降の国民年金保険料は、私自身で納付しており、確定申告を行うため作成したノートにおいても夫婦二人の保険料納付額を記載している。

以上のとおり、申立期間について国民年金保険料を納付しているので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月26日に払い出されていることが確認できるところ、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料が納付できない期間であるとともに、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したとの主張も無い。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和51年4月から60年3月までの期間については、申立人は、「亡父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立期間のうち昭和60年4月から61年3月までの期間については、申立人は、「昭和60年度からは、私が夫婦二人の国民年金保険料を納付した。」

と主張しており、申立人が所持する確定申告を行うため作成されたノートによると、昭和 60 年に係るページに「国民年金 157,860」の記載が確認でき、これは昭和 60 年度における二人分の年間前納保険料相当額と一致しているものの、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 3 月 26 日時点では、昭和 60 年度の保険料を前納することができないこと、ii) オンライン記録において、申立人の妻及びその母親が同年度に係る保険料を前納していることが確認できることから、ノートに記載された金額は、申立人の妻及びその母親の前納保険料の合計金額であるものと推認でき、当該記載をもって、申立人が同年度に係る保険料を納付していたものと認めるには至らない。

このほか、申立期間は 120 か月と長期間であり、これほどの長期間にわたり行政側が連続して記録処理を誤ったとは考え難い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から58年12月まで
日本年金機構の記録では、申立期間の国民年金保険料が納付されていないこととされている。

私は、大学を卒業した時、叔母から国民年金の加入を勧められ、年金手帳に記入されている昭和58年3月31日にA市町村（現在は、B市町村）役場の出張所又は支所で20歳まで遡って加入手続を行った。

その時、私は、役場の窓口で20歳まで遡って国民年金保険料を納付し、その後も未納が無いように保険料を納付してきたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年3月31日に、国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、年金手帳記号番号払出補助簿によると、後に申立人の国民年金手帳記号番号とされる「*」は昭和60年4月9日付けで社会保険事務所（当時）からA市町村役場に対して払い出されていることが確認できることから、オンライン記録によると、申立人の同記号番号前の者が61年3月10日に任意加入被保険者の資格を取得している上、申立人の同記号番号の前後の者に係る国民年金被保険者の資格取得後最初の国民年金保険料の納付日の状況から、申立人の国民年金の加入手続は61年3月又は同年4月に行われたものと推認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人に対して、前述の国民年金手帳記号番号以外に別の同記号番号が払い出されていた事情は見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点で、申立人が遡って国民年金保険料を納付することができたのは、昭和59年1月以降の期間であり、申立人のオンライン記録とも一致している。

さらに、申立期間のうち昭和56年3月から58年2月までの期間については、

その当時、申立人は大学生であったことから、当該期間は任意適用期間に該当し、遡って国民年金の被保険者資格を取得することは制度上できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料が納付できない期間である。

加えて、申立期間に係る加入手続を行うため一緒に役場に行ったとされる申立人の母親は、既に死亡していることから、申立人の国民年金への加入状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況について確認することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から50年8月30日まで

私は、申立期間において、A社の取締役社長であったが、当時の報酬月額に比べ「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載されている標準報酬月額が低すぎて到底納得できない。記録されている標準報酬月額以上の額に基づく厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付してきた。

また、当時、会社の業績も順調で、賞与も年3回支給していたが、賞与の記録は無い。原因を徹底的に解明して、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役社長であり、「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載されている標準報酬月額は、当時の報酬月額と比べて低すぎて納得できず、記録されている標準報酬月額以上の額に基づく厚生年金保険料を社会保険事務所に納付してきたので記録の訂正を希望すると申し立てている。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を見ると、申立期間のうち、昭和40年5月から同年9月までの5か月間を除いて、厚生年金保険の標準報酬月額は当時の最高等級の額であり、制度上、これよりも高い標準報酬月額はあり得ない上、40年5月から同年9月までの期間も、健康保険の標準報酬月額の最高等級の額となっていることが確認できる。

また、申立期間の一部期間においてA社で給与事務を担当していた者は、「当時、社会保険料の控除額については、社会保険事務所から届けられた保険料の計算表に基づいて、保険料額を計算していた。」と供述している。

さらに、厚生年金保険料の納付額について社会保険事務所では、事業主から提出された「被保険者資格取得届」及び「算定基礎届」等を基に、被保険者個々の標準報酬月額から事業所ごとに保険料納入告知書を作成しており、事業主はこの告知書により保険料を納付することから、告知額を上回る保険料を納付することはできないため、最高等級の標準報酬月額を超える保険料を納付することはできない。

加えて、A社の元代表取締役は、「会社は、昭和54年1月に裁判所に破産を申し出て受理され、当時の書類も保管していない。」と回答しているほか、同社破産管財人の弁護士事務所も、「古い書類は、事務所移転時に処分し、保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額等を確認できる資料を得ることができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不合理な点は無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立期間の賞与額について、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月からであり、申立期間の賞与は、年金給付に反映されない。

なお、申立人は、申立期間における賞与の記録が無いのはおかしいと主張しているが、前述のとおり、申立期間当時は、年3回以下の賞与は年金額計算の基礎に含まれないことから、事業主は、被保険者ごとの賞与額を社会保険事務所に届け出る必要はなく、そのため、「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準賞与欄は空欄となっている。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月17日から同年10月19日まで

私は、A社（現在は、B社）の命により、昭和50年3月にC社所有船舶D船に乗船し、同年10月にE都道府県で下船した。その時の船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、船員保険被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が保管しているA社における退職手当計算書から、申立期間において同社に在籍していたことが認められるところ、申立期間の船員保険被保険者記録が無いことから、申立人は、「当時は、A社の命によりC社所有船舶D船に乗船し、船員保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、i) B社は、「申立人の申立期間は、外国船籍（F国）のG船に乗船していた期間である。」と回答していること、ii) B社が保管している船員保険被保険者票の喪失年月日欄には、昭和50年3月17日と記載され、その備考には「*」と記載されていること、iii) A社の親睦団体「H会」の会長から提出された乗組員名簿(昭和50年5月1日・同年9月15日)において、申立人がI社のG船に乗船していた記載があることから、申立人が申立期間に乗務していた船舶は、申立人が主張しているC社所有船舶のD船ではなく、I社所有船舶のG船であったと推認できる。

また、B社は、「当時は、外国船籍の船舶に乗船していた者は、船員保険に加入できなかった。そのため、本人に十分に説明して、国民年金に加入する様に指導した。本人の確認の下、外国船籍の船に乗っている。」と回答している上、前述の会長も同様に回答していることから、申立人は、申立期間当時、外国船籍の船舶に乗務していたため、船員保険の被保険者となれなかったものと考えられる。

さらに、申立人がC社所有船舶D船と一緒に乗務していたと記憶している同僚の記録を見ると、申立期間には船員保険の被保険者記録は無く、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、C社においては、申立人が申し立てている期間後の昭和52年7月15日から53年2月1日までの期間、船員保険被

保険者記録が確認できることから、この期間に申立人はA社に在籍しながらこの同僚と一緒にC社の船舶に乗務していたことが推認される。

加えて、B社は、「申立期間について保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。